

再び東京市民諸君に訴ふ

◎我等に罷業の責任なし



親愛なる東京市民諸君！ 我が日本交通従業員組合は市電第二次更生案発表と同時に當局に對し市電更生共同委員會を提唱し之が平和裡に解決を促進せんとした、然るに何ぞや、これに對する回答だも與へず、勢の赴く處遂に罷業の止むなきに至らしむ、これ畢竟、當局無誠意の致す處にして我等の遺憾に不堪處である。市電當局は一度口を開けば市電更生云々と言へども市電の根本的更生は東京市政の根本的革新が基礎であり、財政機構の全面的改革が先決問題である、こゝに一指も染めずして我々にのみ其重荷を負担せしめんとし而も數次に亘つて強行せられたのである。

親愛なる東京市民諸君！ これをしも今日まで我等は陰忍自重して來たのである、最早我等は生活の最底線まで追詰められたのである、想へ初任給一圓二十五錢とは將に餓死の強制に非ずして何んぞや、當局は二千萬圓の退職手当云々と言へ共これは我等が永年積立てたるものにして何時辭職する場合も當然東京市より受領すべき既得権である。これを除けばただ僅少な整理手当のみである。最低一ヶ月より最高十ヶ月に至るこの手当支給に依て一舉我々を日給一圓二十五錢に突き落さんとするこれが今日發表されてゐる空前絶後の一大整理案の條件として果して公正妥當なりや、常識と理解を有する東京市民諸君の直に首肯せしめらるゝ處であると確信する。我等は徒らに騒がんとするものに非ず、我等は前述の如き平和工作が容れられずして萬策は空しく葬られたのである。親愛なる東京市民諸君！ 我等が斯くして迄爭議を未然に防止せんとしたる苦衷を諒とし當局糾弾の一大烽火を擧げられよ。

◎強制調停絶對反對

我等は重大なる決意の下に罷業宣戦を布告した。然し現下日本の非常時局に鑑み一日も早く之が收拾を念とし公平と理解に富む人格ある調停者を期待しまた要望した。然るに何ぞや區々たる面目に拘泥し片々たる立場に因はれ、至誠一番立つ一人の義人なし、今や緊争四日に亘り強制調停の氣運動きつゝあり。

我等は且て昭和七年強制調停の苦盃を満喫せしめられてゐる。斯かる惡法に依つて我等の生活が破壊され我等の素志が蹂躪さるゝならば、一天萬乘の下 至尊の赤子は何れに向つて訴へるべきか。

我等は陰忍自重、最善を盡して容れられず憤然として破邪顯正の劍を執つて立つとき、この惡法に依つて壓殺さるゝならば、我等は死を以て抗争する以外に方途はないのである。

想へ兄弟よ！ 爭議調停法は果して公平なる國法の制定たるか？ 我等は敢て借問す、何故に公共産業に従事する労働者の賃銀關係に對しての主務官廳監督制度を確立せざるや、これをしも尙、皇道日本の公正なる立法と言ひ得るか？ 傳家の寶刀を抜くこと屢々にして其弊極度に昂まるこれ單なる我等の苦痛のみならず、全く立法日本の根本問題である。我等は敢然として抗争する、これこそ、皇道政治確立の戦ひであり、新日本建設の戦ひである。

恕せよ！

五百萬の東京市民諸君！ 我等の戦ひは我等の生命線であると同時に全日本に正義と公道を確立する！ 全日本の國土から失業と不安を一掃する一大國民運動の一端である。

乞ふ！ 親愛なる東京市民諸君、敢然、起つて我等の運動を全面的に支持せよ。

右聲明す

◎我等に罷業の責任なし

◎強制調停絶對反對

◎搾取なき皇道日本の建設

◎日本交通従業員組合萬歳

皇紀二千五百九十四年九月八日

日本交通従業員組合本部

東京市芝區新橋一ノ十六昭生ビル(土橋際)

電話銀座 五〇一五 一五六番